

国海環第78号
平成30年12月14日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
石原 彰



原動機の放出量確認等業務要領等の一部改正について

標記について、原動機の放出量確認等業務要領等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



原動機の放出量確認等業務要領等の一部改正について

1. 背景

(1) 原動機の放出量確認等業務要領の一部改正

船舶から放出される窒素酸化物(NOx)を削減するため、海洋汚染防止条約附属書VI第13規則により、船舶で使用する原動機からのNOx放出量が規制されている。同規制について、北米海域や米国カリブ海海域などの特別海域(ECA)においては、一般海域よりも厳しい放出規制(3次規制)が適用されている。

3次規制に対応するためにNOx放出量を低減する装置の一つとして、選択触媒還元(SCR)システムがある。SCRシステムを取り付けた原動機の認証の要件はIMOのガイドラインに定められており、我が国においても同ガイドラインを通達に取り入れ、運用を行っている。

第71回海洋環境保護委員会(MEPC71)において、新たなガイドラインが採択されたことから、SCRシステムを取り付けた原動機の認証を適切に実施するため、原動機の放出量確認等業務要領の一部改正を行う。

(2) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領及び海洋汚染等防止法検査心得の一部改正

船舶が使用する燃料油の消費が見える化し、省エネ運航を更に促進するため、国際海事機関(IMO)の第70回海洋環境保護委員会(MEPC)において、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する船舶に対し、平成31年から運航データ(燃料油消費量、航海距離及び航海時間等)をIMOに報告する制度を導入するための条約改正が採択された。同改正が平成30年3月1日に発効したことに併せ、我が国でも同条約を適切に実施するため、同日付けで関係省令及び通達の改正を実施したところである。

同制度においては、運航データの収集及び報告の方法を二酸化炭素放出抑制航行手引書へ記載することが要求されており、当該方法について確認を受けた際に交付される燃料油消費実績収集方法等確認書(Confirmation of compliance)についても船上への保管が要求されている。当該確認書の様式が、平成30年4月のIMO第72回MEPCにおいて決定されたことから、我が国でも当該様式を取入れるため、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領及び海洋汚染等防止法検査心得の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 原動機の放出量確認等業務要領の一部改正

原動機の放出量確認等業務要領 附属書[1]別紙10に取り入れられているガイドライン(MEPC.198(62))を、MEPC71において採択された新たなガイドライン(MEPC.291(71))に差し替える。

(2) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領及び海洋汚染等防止法検査心得の一部改正

二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領に、燃料油消費実績収集方法等確認書(Confirmation of compliance)の様式及び記載方法を規定する。また、海洋汚染等防止法検査心得に当該確認書の船上備え置

きを規定する。

3. 施行日

平成30年12月14日